

公職選挙法第253条の2関係事件に関する法曹三者の合意について

平成6年3月18日刑一第80号高等裁判所長官  
地方裁判所長あて刑事局長通知

標記の事件の審理促進の方策については、これまで刑事裁判官協議会等において繰り返し協議され、昭和42年には最高裁判所と法務省、最高検察庁及び日本弁護士連合会との間で具体的な諸方策の実施について合意がされたところがありますが（昭和42年12月15日付け最高裁判一第245号事務総長通達「公職選挙法第253条の2関係事件の審理の促進について」参照），この度、公職選挙法の一部を改正する法律（平成4年法律第98号）によって公職選挙法第253条の2が改正されたことを受け、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会において慎重に協議を重ねた結果、この種の事件の審理を適正に促進するための法曹三者の取組みに関し、別紙のとおり意見の一致をみました。

なお、この種の事件の適正かつ迅速な処理を図るためにより具体的な方策等については、昭和42年の合意及び今回の合意を踏まえ、第一審強化方策地方協議会等の場において、各庁の実情に応じて、対応する検察庁及び弁護士会との間で協議していただくようお願いします。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。

また、法務省及び日本弁護士連合会からも、全国の検察庁及び弁護士会に対し、それぞれ今回の合意について通知されます。

（別紙）

平成6年3月18日

法曹三者合意事項

公職選挙法第253条の2のいわゆる百日裁判の規定に関する法曹三者の取組みについて  
法曹三者は、公職選挙法第253条の2の規定の制定以後、昭和42年には、最高裁判所、法務省、最高検察庁及び日本弁護士連合会の間で合意を交わすなど、同条所定のいわゆる百日裁判に係る事案の審理の促進について協議を重ねてきた。その後も法曹三者は、この合意の適切な運用について、それぞれの立場から三者協議会等において意見を交わすとともに、努力してきたところである。この度、公職選挙法の一部を改正する法律（平成4年法律第98号）によって同条が改正されたことを受け、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会においては、前記昭和42年合意の実施状況及び改正法の趣旨を踏まえ、意見を交わし、慎重に協議した。

その結果、法曹三者は、前記改正の趣旨を尊重し、相互に協力して、被告人と弁護人の防御権・弁護権の保障に配慮しつつ、検察官及び弁護人において実行可能な事前準備の励行や審理計画の早期確定等に努め、裁判長において期日指定を円滑に行うなど、この種事件の審理が適正に促進されるよう努力し、弁護人所属の弁護士会もこれに協力する必要があることを相互に確認した。

また、このような目的を実現するためのより具体的な方策等については、第一審強化方策地方協議会等の場を通じて実質的な検討をするのが相当との結論に達した。  
以上